

前橋市介護保険条例の改正について（議案第48号）

介護保険課

1 改正の理由

- (1) 前橋市第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、第1号被保険者に係る介護保険料の額等を改定する。
- (2) 介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 令和3年度から令和5年度までの介護保険料の額等は、次のとおりとする。  
(年額)

区 分	現 行	改正案	改定幅
ア 次のいずれかに該当する者 (ア) 生活保護受給者 (イ) 本人が老齢福祉年金を受給して、かつ、世帯全員が市町村民税非課税である者 (ウ) 本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額を合計した額が80万円以下の者	18,700円 (33,600円)	18,500円 (33,300円)	△200円 (△300円)
イ 本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、ア以外の者のうち、本人の合計所得金額と年金収入額を合計した額が120万円以下のもの	33,600円 (46,700円)	33,300円 (51,800円)	△300円 (5,100円)
ウ 本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、ア及びイ以外の者	52,300円 (56,100円)	51,800円 (55,500円)	△500円 (△600円)
エ 本人が市町村民税非課税で、かつ、世帯の中に市町村民税を課税されている者を含む者のうち、本人の合計所得金額と年金収入額を	65,400円	64,700円	△700円

合計した額が80万円以下のもの			
オ 本人が市町村民税非課税で、かつ、世帯の中に市町村民税を課税されている者を含む者のうち、本人の合計所得金額と年金収入額を合計した額が80万円を超えるもの	74,800円	74,000円	△800円
カ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が120万円未満の者	84,100円	83,200円	△900円
キ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	93,500円	92,500円	△1,000円
ク 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が200万円以上210万円未満の者	104,700円		△12,200円
ケ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が210万円以上300万円未満の者		112,200円	103,600円
コ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が300万円以上320万円未満の者	111,000円		△8,600円
サ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が320万円以上400万円未満の者		129,500円	△1,200円
シ 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が400万円以上700万円未満の者	130,900円	129,500円	△1,400円
ス 本人が市町村民税を課税されていて、かつ、合計所得金額が700万円以上の者	149,600円	148,000円	△1,600円

※括弧書は、公費負担による減額賦課前の額

(2) 介護保険料の段階の判定に関する基準について、所得指標である合計所得金額から低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除額を控除した

額を用いることとする。

- (3) 令和3年度から令和5年度までの各年度における介護保険料の段階の判定に関する基準について、(1)のカからスまでの第1号被保険者の所得指標である合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該合計所得金額から10万円を控除した額を用いることとする。

### 3 施行期日

令和3年4月1日